

令和8年度鹿児島県阿久根市地域おこし協力隊員 募集要項

市では、市内事業所の人材確保による産業振興ひいては定住促進を図るため、阿久根市地域おこし協力隊の隊員（パートタイム会計年度任用職員）を募集します。

1 市の概要

阿久根市は、鹿児島県北西部に位置し、港を中心に古くから海・陸交通の要衝として海運業・商業などが栄えたまちで、東シナ海に面して南北約40kmにも及ぶ美しい海岸線や沖合およそ2kmに浮かぶ阿久根大島は、海水浴や釣りを目的に観光客が訪れます。

沿岸を洗う黒潮は、至る所に亜熱帯の植物を育み、温暖な気候を利用した農業や水産業が盛んで、品質の高い数多くの生鮮品や加工品は、「アクネうまいネ自然だネ」の統一ブランドで全国に向けて出荷されており、中でも特産品の「阿久根ぼんたん」は、全国有数の生産量を誇ります。

2 募集の背景

現在、阿久根市の事業所においても、人材・人手不足が大きな課題となっています。

このことから、阿久根市商工観光課では、市内事業所の情報発信や、都市部に在住する若い方を対象とした職場体験プログラムの提供、副業や兼業など短時間労働に関するマッチングスキームの構築など、市内事業者の人材・人手不足の課題の改善に向けた取組を進めているところです。

今後、人材・人手不足対策をより一層推進していくため、阿久根市商工観光課や関係機関等と連携しながら、「3 業務概要」に掲げる業務に意欲的に取り組める方を募集します。

3 業務概要（市内事業所における人材確保に向けた施策の実施）

(1) 勤務地

鹿児島県阿久根市内（株式会社まちの灯台阿久根へ派遣）

(2) 想定される具体的な業務内容

ア 市内事業所の情報の収集及び発信

イ 職場体験プログラム（都市部等に在住する方を対象としたワーケーション事業）の実施

ウ 副業や兼業などに関するマッチングスキームの構築に向けた調整、マッ

チングスキームの運用など

エ 阿久根地域づくり事業協同組合（市内事業所へのマルチワーカーを派遣する組合）の周知

オ 市内事業所における人材確保に関する企画の提案、調整、実施

カ その他所属長が必要と認める業務

※ 業務の変更範囲：なし

4 募集対象

次の要件をすべて満たす人

(1) 次に掲げる要件のいずれかに該当し、採用後に阿久根市へ住民票を異動し居住できる人

ア 申込時点で、3大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部）をはじめとする都市地域等のうち、総務省が定義する条件不利区域以外の区域に在住している人

イ 本市以外において地域おこし協力隊員として同一地域での活動経験が2年以上あり、かつ活動期間終了後1年以内の人

ウ 語学指導等を行う外国青年招致事業（以下「JETプログラム」という。）の参加者としての活動経験が2年以上あり、かつ、JETプログラムを終了した日から1年以内の人

エ 海外に在留し市町村が備える住民基本台帳に登録されていない人

(2) 心身ともに健康で、地域住民と積極的にコミュニケーションを図り、地域を元気にするために精力的に行動できる人

(3) 阿久根市内に定住する意欲のある人

(4) 普通自動車運転免許を取得又は採用までに取得見込みの人

(5) パソコン（ワード、エクセル、インターネット、メール等）の一般的な操作ができる人

(6) 市の条例及び規則等その他関係法令を遵守し、職務命令等に従うことができる人

(7) 地方公務員法第16条の規定による欠格条項に該当しない人

5 募集人数

1人

6 任用形態等

(1) 任用形態

地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定するパートタイム会計年度任用職員として任用します。

(2) 任用期間

年度単位での任用とし、任用の日から令和 9 年 3 月 31 日までを最初の任用期間とします。任用期間は、活動実績により最長 3 年まで更新します。ただし、任用期間内であっても「阿久根市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例」及び「阿久根市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例」の定めるところにより、免職される場合があります。

(3) 勤務日等

原則月曜日から金曜日までの週 5 日とし、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（休憩 1 時間）の 1 日 7 時間 30 分を基本とします。

※ 休日は、土・日曜日、祝日及び年末年始の休日（12/29～1/3）とします。

※ 任用期間の更新に当たり、勤務日の見直しを行う場合があります。

7 報酬

月額 214,800 円

※ 月額報酬から所得税、社会保険料等が控除されます。

※ 別途期末勤勉手当等があります。

※ 年次昇給があります。

8 福利厚生等

(1) 社会保険等（雇用保険、厚生年金、共済組合）に加入します。

(2) 年次有給休暇は、「阿久根市非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程」に基づき付与します。

(3) 住居は、採用者自身で選定した住宅を市が借り上げ、家賃は市が 4 万円まで負担します。ただし、光熱水費は自己負担となります。

(4) 活動に使用する公用車は市が用意します。ただし、通勤や活動以外での移動手段（自家用車等）は、本人が用意してください。

(5) 活動に要する経費（研修費、旅費、消耗品費等）は、市が派遣先に支出する地域おこし協力隊活動経費負担金から支出します。

(6) その他服務規程等については、地方公務員法その他市の条例・規則等を適用します。

9 応募方法等

(1) 募集期間

令和8年4月20日（月）から同年9月30日（水）まで

※ 順次、選考を行っていくことから、応募期間中であっても募集を締め切る場合がありますので、御留意ください。

(2) 提出書類（提出された書類は返却しません。）

ア 阿久根市地域おこし協力隊員 応募用紙 1通

イ 住民票の写し（原本・受付開始日以降のもの） 1通

ウ 普通自動車運転免許証のコピー（表・裏）

(3) 応募方法

封筒に「阿久根市地域おこし協力隊員応募書類在中」と明記し、(2)ア～ウの提出書類を以下の提出先に郵送してください（当日消印有効）。

【提出先】〒899-1696 鹿児島県阿久根市鶴見町 200 番地
阿久根市商工観光課商工観光係 宛

10 選考方法

(1) 第1次選考（書類選考）

書類選考の上、合否の結果を応募者全員に文書により通知します。

(2) 第2次選考（面接）

第1次選考合格者を対象に面接（オンライン可）を行います。面接日時等は、第1次選考結果と併せて通知します。選考結果は文書により通知します。

11 その他

(1) 提出書類の郵送料等の応募に要する経費、面接に要する交通費、宿泊費などは、応募者の負担となります。

(2) 選考の経過及び結果についての問合せには応じられませんので、あらかじめ御了承ください。

(3) 定員に達しなかった場合は、追加募集を行います。

(4) 住民票の異動は、必ず採用決定通知日以降に行ってください。採用決定通知日前に住民票を異動した場合、採用取消しとなる場合があります。

12 問合せ先

〒899-1696 鹿児島県阿久根市鶴見町 200 番地

阿久根市商工観光課商工観光係 担当：早水、木原

電話：0996-73-1278（直通） メール：suisho@city.akune.kagoshima.jp